

和歌山市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年3月29日

和歌山市監査委員	森田昌伸
同上	柳野純夫
同上	芝本和己
同上	中塚隆

第1 監査の期間

令和2年9月7日から令和3年2月5日まで

第2 監査の実施箇所

1 財政局

財政部	財政課、管財課、調達課
税務部	市民税課、資産税課、納税課、債権回収対策課

2 健康局

保険医療部	保険総務課（斎場を含む。）、指導監査課、介護保険課、地域包括支援課、国保年金課
健康推進部	総務企画課、生活保健課（動物愛護管理センターを含む。）、保健対策課、地域保健課（中保健センター、西保健センター、南保健センター、北保健センターを含む。）、衛生研究所

3 福祉局

社会福祉部	高齢者・地域福祉課、生活支援第1課、生活支援第2課、障害者支援課、臨時給付金課
こども未来部	子育て支援課（平井児童館、杭の瀬児童館、芦原児童館、善明寺児童館、鳴神児童館、岩橋児童館、木ノ本児童館、本渡児童館を含む。）、こども家庭課、保育こども園課（芦原こども園、本町こども園、砂山保育所、宮前保育所、名草保育所、楠見保育所、川永保育所、小倉保育所、西脇保育所、安原保育所、宮北保育所、宮保育所、西和佐保育所、杭ノ瀬保育所、鳴神保育所、栄谷保育所を含む。）、こども総合支援センター

4 産業交流局

産業部	産業政策課、商工振興課
観光国際部	観光課、国際交流課、和歌山城整備企画課
文化スポーツ部	文化振興課（博物館を含む。）、スポーツ振興課
農林水産部	農林水産課、耕地課、中央卸売市場

5 消防局

消防総務課、予防課、警防課、指令課、中消防署、南分署（宮前出張所を含む。）、東消防署（四箇郷出張所、岡崎出張所、河南出張所を含む。）、北消防署（加太出張所を含む。）、紀伊分署（鳴滝出張所を含む。)

- 6 農業委員会事務局
- 7 固定資産評価審査委員会事務局

第3 監査の事項・実施内容

- 1 調定、収納及び現金取扱状況
- 2 予算の執行状況
- 3 財産の管理状況
- 4 委託料、補助金等の有効性及び効率性
- 5 契約事務の適正性
- 6 各事務処理の必要性及び効率性
- 7 その他

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第5 監査の結果

監査は、和歌山市監査基準に準拠して実施した。その結果、おおむね良好であったが、一部において次表のとおり整備を要する事項が見受けられたので、今後、より適正な事務の執行を望むものである。

なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

項目	監査結果	担当局部課等名
貸地料の徴収事務における誤り	普通財産に係る貸地料の徴収事務において、事業用借地権設定契約公正証書では、賃料は市の発行する納入通知書により、毎月末日までに翌月分の賃料を支払うと規定されているが、毎月末日までに当月分の賃料を支払うとする納入通知書が交付されていたので、公正証書の定めによる適正な事務処理を行われたい。	財政局 財政部 管財課
行政財産の目的外使用許可に関する事務の誤り	行政財産の目的外使用許可に係る使用料（土地・建物使用料）の徴収事務において、和歌山市公有財産規則第25条の2では、納付すべき期限までの期間は、使用許可をす る日から1月を超えてはならないと規定されているが、許可の際に調定が行われておらず納入通知が遅れたことにより、収納までに期間を要しているものが見受けられたので、今後このようなことがないように同規則を遵守されたい。	健康局 健康推進部 生活保健課 (動物愛護管理センター)

	<p>行政財産の目的外使用許可に係る使用料（土地・建物使用料）の徴収事務において、行政財産の使用許可に関する使用料条例第2条による算定を誤り、使用料の徴収漏れが見受けられたので、差額分を徴収するとともに、同条例を遵守されたい。</p>	<p>健康局 健康推進部 地域保健課 (西保健センター)</p>
<p>都市公園の使用の許可及び現金の収納に関する事務の誤り</p>	<p>都市公園内行為許可に係る使用料（臨時土地使用料）の徴収事務において、和歌山市都市公園条例第10条第1項では、都市公園の使用の許可に係る使用料にあつては当該都市公園の使用の許可をする際に徴収すると規定されているが、収納までに期間を要しており、また、和歌山市財務規則第89条第3項では、出納員が直接収納した収納金は、即日又は翌日納付書により指定機関等に払い込まなければならないと規定されているが、払い込むまでに期間を要しているものが見受けられたので、今後このようなことがないよう同条例等を遵守されたい。</p>	<p>産業交流局 観光国際部 和歌山城整備企画課</p>
<p>都市公園の使用の許可に関する事務の誤り</p>	<p>公園施設管理許可に係る使用料（土地・建物使用料）の徴収事務において、決裁行為は行っているが、申請者に対し和歌山市都市公園条例施行規則第2条第2項に定める許可書を交付しておらず、また、和歌山市都市公園条例第10条第1項では、都市公園の使用の許可に係る使用料にあつては当該都市公園の使用の許可をする際に徴収すると規定されているが、許可の際に調定が行われておらず、未だ収納できていないものが見受けられたので、早急に許可書の交付を行うとともに使用料を徴収し、今後このようなことがないよう同条例等を遵守されたい。</p>	<p>産業交流局 農林水産部 農林水産課</p>